

東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則

昭和四九年九月三〇日

規則第二三号

改正 昭和五〇年 三月三十一日規則第三号 昭和五六年 九月三〇日規則第三〇号
昭和六〇年 三月三〇日規則第六号 昭和六〇年一〇月三十一日規則第二四号
昭和六〇年一二月一一日規則第二六号 昭和六一年 九月三〇日規則第三七号
昭和六二年 九月二九日規則第三五号 昭和六三年 九月二九日規則第三五号
平成 元年 一月 八日規則第一号 平成 元年 九月三〇日規則第三四号
平成 二年一〇月一九日規則第二七号 平成 三年 一月二五日規則第一号
平成 三年 九月三〇日規則第四一号 平成 四年 九月三〇日規則第四六号
平成 五年 三月三十一日規則第一九号 平成 五年 九月二九日規則第四〇号
平成 五年一二月二七日規則第四六号 平成 六年一一月一八日規則第四七号
平成 六年一二月二七日規則第五三号 平成 七年 九月二九日規則第三八号
平成 七年一二月二七日規則第四七号 平成 八年 五月 七日規則第二三号
平成一〇年 三月三〇日規則第二三号 平成一〇年一二月二二日規則第六七号
平成一〇年一二月二五日規則第六八号 平成一一年 三月三十一日規則第二〇号
平成一二年 七月二六日規則第六八号 平成一三年 六月一八日規則第三八号
平成一三年 七月三〇日規則第四六号 平成一四年 六月二七日規則第四二号
平成一四年 九月二〇日規則第五一号 平成一五年 六月二七日規則第五五号
平成一五年 九月二四日規則第五九号 平成一六年 三月 四日規則第六号
平成一六年 九月二二日規則第四五号 平成一七年 三月三十一日規則第三七号
平成一八年 一月一八日規則第二号 平成一八年一二月二五日規則第九五号
平成一九年一一月二二日規則第九五号 平成二二年 三月二四日規則第二七号
平成二四年 七月 二日規則第四五号 平成二五年 三月二一日規則第一三号
平成二七年 三月三十一日規則第三二号 平成二七年 六月二二日規則第四七号
平成二八年 三月二三日規則第二五号 平成二九年 三月三十一日規則第三四号
平成二九年 六月二二日規則第四九号 平成二九年一二月一九日規則第六二号
平成三〇年 三月二六日規則第一五号 平成三〇年一二月 七日規則第七六号
平成三一年 三月二二日規則第一五号

(目的)

第一条 この規則は、東京都北区心身障害者福祉手当条例（昭和四十九年九月東京都北区条例第十九号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(特殊疾病を有する支給対象者)

第二条 条例別表第四号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特殊疾病（別表に定める疾病をいう。以下同じ。）を有し、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下「難病法」という。）第七条第四項に規定する医療受給者証又は東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十四号。以下「都規則」という。）第六条第一項に規定する医療券（以下「医療受給者証等」という。）の交付を受けている者

二 特殊疾病（難病法第五条第一項に規定する指定難病を除く。以下この号において同じ。）を有し、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付を受けている者。ただし、その者が有する特殊疾病が前号に規定する医療券の交付を受けることができない程度であることが明らかな場合を除く。

（施設）

第三条 条例第二条第二項第二号に規定する規則で定める施設は次の各号に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）をいう。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設であつて、国若しくは地方公共団体又は社会福祉法人の設置する施設

二 削除

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設

四 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

五 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設

六 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設

七 前各号に掲げるもののほか、援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設であつて区長が定めるもの

（規則で定める事由により申請を行わなかつた者）

第四条 条例第二条第一項ただし書に規定する規則で定める事由により申請を行わなかつた者は、次に掲げる者とする。

一 六十五歳に達する日の前日において第三条に規定する施設（以下この条において「施設」という。）に入所していた者で、六十五歳に達した日以後に施設を退所し、施設に入所していないもの

二 前号に掲げる者のほか、六十五歳に達する日の前日においてやむを得ない事由により申請を行わなかつたと区長が認める者

(所得の額)

第五条 条例第二条第二項第三号に規定する規則で定める額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
〇人	三、六〇四、〇〇〇円
一人以上	三、六〇四、〇〇〇円に扶養親族等一人につき三八〇、〇〇〇円（所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族にあつては一人につき四八〇、〇〇〇円、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）にあつては一人につき六三〇、〇〇〇円）を加算して得た額

(所得の範囲)

第六条 条例第二条第三項に規定する所得は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(所得の額の計算方法)

第七条 条例第二条第三項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第三百十三條第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三條の三第五項において準用する同条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四條第四項において準用する同条第一項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項、第三十五條の二第一項又は第三十六條の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一條第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五條第五項において準用する同条第一項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項又は第三十六條の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二條第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五條の四第四項において準用する同条第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第七項（同法第十二條第七項及び第十六條第四項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第九項（同法第十二條第八項及び第十六條第五項において準用する場合を含む。）に

規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

一 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第一号から第四号又は第十号の二に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額（条例第二条第二項第三号に規定する障害者を扶養する者の社会保険料控除額については、八万円を上限とする。）

二 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第六号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となつた障害者（条例第二条第一項に規定する者の所得の場合にあつては、その者を除く。）一人につき二十七万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合は、四十万円）

三 削除

四 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第八号に規定する控除を受けた者（同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第二号に規定する所得割をいう。以下この号において同じ。）の納税義務者（同項第十三号に規定する合計所得金額が百二十五万円を超える者に限る。以下この号において同じ。）及び同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者を含む。）については、二十七万円（当該控除を受けた者が同法第三百十四条の二第三項に規定する寡婦（同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同法第三百十四条の二第三項に該当する者を含む。）である場合には、三十五万円）

五 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第九号に規定する控除を受けた者については、二十七万円

（受給資格の認定の申請）

第八条 条例第四条の規定による受給資格の認定の申請（以下「申請」という。）は、心身障害者福祉手当認定申請書（様式第一号）に申請者に係る次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- 一 住民票の写し
- 二 次に掲げる区分に応じた書類
 - イ 条例別表第一号から第三号まで及び第五号に規定する者 条例別表に定める程度又は疾病を有する者であることを証する書類
 - ロ 第二条第一号に該当する者 医療受給者証等（当該申請をする日において難病法第九条に規定する支給認定の有効期間内又は都規則第八条に規定する医療費助成の期間内のものに限る。）の写し
 - ハ 第二条第二号に該当する者 特殊疾病にり患し治療を要することを証する書類
- 三 所得調査同意書又は前年の所得（一月から七月までに行う申請については、前前年の所得）の状況を証する書類
 - 2 特殊疾病を有し、難病法第六条第一項に規定する支給認定を受けようとする指定難病の患者又は都規則第三条に規定する対象者であつて、申請をする日において医療受給者証等の交付手続中であるものは、第二条第一号に掲げる者とみなして申請をすることができる。
 - 3 前項の申請は、心身障害者福祉手当認定申請書（様式第一号）に申請者に係る次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- 一 住民票の写し
- 二 医療受給者証等の交付手続に係る医師の診断書、臨床調査個人票又は特定疾病療養受療証の写し
- 三 所得調査同意書又は前年の所得（一月から七月までに行う申請については、前前年の所得）の状況を証する書類
- 4 第二項の申請をした者は、医療受給者証等が交付されたときは、速やかに当該医療受給者証等の写しを区長に提出するものとする。

（認定及び却下の通知）

第九条 区長は、申請を受理したときは、条例第二条に定める支給要件に該当しているか否かを調査し、受給資格があると認めたときは、心身障害者福祉手当認定通知書（様式第二号）により当該申請者に通知する。

2 区長は、前項の調査の結果、受給資格がないと認めたときは、心身障害者福祉手当非該当通知書（様式第三号）により、当該申請者に通知する。

（支払時期の特例）

第十条 条例第七条ただし書に規定する特別の事情とは、受給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 受給資格が消滅したとき。
- 二 支払時期が経過した後において支払うとき。
- 三 災害、疾病等区長が特に必要と認める事由があるとき。

（受給資格消滅の通知）

第十一条 区長は、条例第八条の規定により受給者の受給資格が消滅したときは、心身障害者福祉手当受給資格消滅通知書（様式第四号）により、当該受給者であつた者に通知する。ただし、同条第一号に該当する場合は、この限りでない。

（未支払手当）

第十二条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）で、まだその者に支払つてなかつたものがあるときは、その未支払の手当は、その者の同居の親族に支払う。

（手当の返還請求）

第十三条 条例第九条の規定による手当の返還請求は、心身障害者福祉手当返還請求書（様式第五号）により、手当を返還すべき者に通知して行う。

（届出等）

第十四条 条例第十条の規定による届出は、心身障害者福祉手当受給者異動届（様式第六号）により行わなければならない。

2 条例第十条第三号に規定する届出るべき事項とは、次の各号に定める事項とする。

- 一 受給者の氏名の変更
- 二 受給者の障害程度の変更
- 三 その他区長が特に必要があると認めた事項

第十五条 第二条各号のいずれかに該当することによる受給者は、毎年、第八条第一項第二号ロ又はハに掲げる書類を区長に提出しなければならない。

2 前項に規定する書類を提出しない場合（次条に規定する場合は除く。）は、条例第八条第二号に該当するものとする。

（公簿等の確認）

第十六条 区長は、この規則により申請書若しくは届出書に添えなければならない書類又は提出しなければならない書類により証明すべき事由を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（受給者の記録管理）

第十七条 区長は、第九条第一項の規定により心身障害者福祉手当認定通知書を交付した者の資格状況について、東京都北区個人情報保護条例（平成七年九月東京都北区条例第三十号）第二条第七号に規定する電子計算組織を利用して記録管理する。

付 則

この規則は、昭和四十九年十月一日から施行する。

付 則（昭和五〇年三月三十一日規則第三号）

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

付 則（昭和五六年九月三〇日規則第三〇号）

この規則は、昭和五十六年十月一日から施行する。

付 則（昭和六〇年三月三〇日規則第六号）

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

付 則（昭和六〇年一〇月三十一日規則第二四号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則の規定は、昭和六十年十月一日から適用する。

付 則（昭和六〇年一二月一一日規則第二六号）

この規則は、昭和六十一年一月一日から施行する。

付 則（昭和六一年九月三〇日規則第三七号）

この規則は、昭和六十一年十月一日から施行する。ただし、第二条に第四十号を加える改正規定は、昭和六十二年一月一日から施行する。

付 則（昭和六二年九月二九日規則第三五号）

この規則は、昭和六十二年十月一日から施行する。ただし、第二条に第四十二号を加える改正規定は、昭和六十三年一月一日から施行する。

付 則（昭和六三年九月二九日規則第三五号）

この規則は、昭和六十三年十月一日から施行する。ただし、第二条に第四十四号を加える改正規定は、昭和六十四年一月一日から施行する。

付 則（平成元年一月八日規則第一号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の（中略）東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則（中略）の規定により調整した用紙で現に残存するものについては、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成元年九月三〇日規則第三四号）

この規則中、第一条の規定は平成元年十月一日から、第二条の規定は平成二年一月一日から施行する。

付 則（平成二年一〇月一九日規則第二七号）

1 この規則中、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成三年一月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則の規定は、平成二年十月一日から適用する。

付 則（平成三年一月二五日規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成三年九月三〇日規則第四一号）

この規則中、第一条の規定は平成三年十月一日から、第二条の規定は平成四年一月一日から施行する。

付 則（平成四年九月三〇日規則第四六号）

この規則中、第一条の規定は平成四年十月一日から、第二条の規定は平成五年一月一日から施行する。

付 則（平成五年三月三十一日規則第一九号）

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

付 則（平成五年九月二九日規則第四〇号）

この規則は、平成五年十月一日から施行する。

付 則（平成五年一二月二七日規則第四六号）

この規則は、平成六年一月一日から施行する。

付 則（平成六年一一月一八日規則第四七号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第二条の規定は、平成六年十月一日から適用する。

付 則（平成六年一二月二七日規則第五三号）

この規則は、平成七年一月一日から施行する。

付 則（平成七年九月二九日規則第三八号）

この規則は、平成七年十月一日から施行する。

付 則（平成七年一二月二七日規則第四七号）

この規則は、平成八年一月一日から施行する。

付 則（平成八年五月七日規則第二三号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則第二条第三十六号の規定は、平成八年四月一日から適用する。

付 則（平成一〇年三月三〇日規則第二三号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、第一条中第二条第二十四号の改正規定は平成八年七月一日から、同条に三号を加える改正規定（第五十九号に係る部分に限る。）は平成九年一月一日から、同条に三号を加える改正規定（第六十号及び第六十一号に係る部分に限る。）は平成十年一月一日から適用する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則第二条第二十一号に規定する疾病に該当することにより心身障害者福祉手当の支給を受けている者に係る平成十年四月以降の月分の心身障害者福祉手当の支給については、この規則による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成一〇年一二月二二日規則第六七号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則第二条第六十一号及び第六十二号の規定は平成十年五月一日から、同条第六十三号から第六十六号までの規定は平成十年十月一日から、同条第六十七号から第六十

九号までの規定は平成十年十二月一日から適用する。

付 則（平成一〇年一二月二五日規則第六八号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

付 則（平成一一年三月三一日規則第二〇号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

付 則（平成一二年七月二六日規則第六八号）

この規則は、平成十二年八月一日から施行する。

付 則（平成一三年六月一八日規則第三八号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、第二条に二号を加える改正規定（第七十号に係る部分に限る。）は平成十一年四月一日から、同条に二号を加える改正規定（第七十一号に係る部分に限る。）は平成十二年四月一日から、同条第二十一号の改正規定は平成十三年五月一日から適用する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則第二条第二十一号に規定する疾病に該当することにより心身障害者福祉手当の支給を受けている者に係る平成十三年五月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給については、この規則による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成一三年七月三〇日規則第四六号）

この規則は、平成十三年八月一日から施行する。

付 則（平成一四年六月二七日規則第四二号）

（施行期日）

1 この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十四年七月一日から、第三条の規定は同年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則中第一条の規定による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則第二条第五十六号に規定する疾病に該当することにより心身障害者福祉手当の支給を受けている者に係る平成十四年八月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給については、新規則第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成一四年九月二〇日規則第五一号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十四年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則（以下「旧規則」という。）第二条に掲げる疾病のうち慢性肝炎又は肝硬変・へパトーム（以下「慢性肝炎等」という。）のり患により平成十四年九月分（以下「前月分」という。）の心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の支給を受けた者又は東京都の区域内（以下「都内」という。）の他の特別区若しくは市町村において、慢性肝炎等のり患により旧規則による手当と同種の手当で前月分のものの支給を受けた者であつて、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則（平成十四年東京都規則第八十七号）附則第二項の規定により医療費助成を受けている者については、慢性肝炎等に係る手当の支給に関する限りにおいて、施行日から起算して三年を経過する日又は東京都北区心身障害者福祉手当条例（昭和四十九年九月東京都北区条例第十九号。以下「条例」という。）第八条の規定により受給資格が消滅する日のいずれか早い日までの間は、旧規則の規定は、なおその効力を有する。

3 前項の規定にかかわらず、旧規則第二条各号に掲げる疾病のうち慢性肝炎等のり患により前月分の手当の支給を受けた者又は都内の他の特別区若しくは市町村に住所を有していた者のうち引き続き東京都北区の区域内に住所を有することとなつた者で都内の他の特別区若しくは市町村において慢性肝炎等のり患により旧規則による手当と同種の手当の支給を受けた者については、慢性肝炎等に係る手当の支給に関する限りにおいて、施行日から起算して一年を経過する日又は条例第八条の規定により受給資格が消滅する日のいずれか早い日までの間は、旧規則の規定は、なおその効力を有する。

付 則（平成一五年六月二七日規則第五五号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成一五年九月二四日規則第五九号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第七条第一項及び第八条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則第二条第十一号、第十二号、第三十五号及び第四十六号に規定する疾病に該当することにより心身障害者福祉手当の支給を受けている者に係る平成十五年十月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給については、この規則による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成一六年三月四日規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成一六年九月二二日規則第四五号）

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

付 則（平成一七年三月三十一日規則第三七号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

付 則 (平成一八年一月一八日規則第二号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則の規定は、平成十七年十月一日から適用する。

付 則 (平成一八年一二月二五日規則第九五号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則の規定は、平成十八年十月一日から適用する。

付 則 (平成一九年十一月二二日規則第九五号)

この規則は、平成十九年十二月一日から施行する。

付 則 (平成二二年三月二四日規則第二七号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則の規定は、平成二十一年十二月一日から適用する。

付 則 (平成二四年七月二日規則第四五号)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五条の表の改正規定は、平成二十四年八月一日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則第五条の規定は、平成二十四年八月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年七月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

付 則 (平成二五年三月二一日規則第一三号)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

付 則 (平成二七年三月三一日規則第三二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則(以下「旧規則」という。)第二条各号に掲げる疾病のうち劇症肝炎又は重症急性膵炎(以下「劇症肝炎等」という。)のり患により平成二十七年三月分の心身障害者福祉手当の支給を受けた者又は東京都の区域内(以下「都内」という。)の他の特別区若しくは市町村において、劇症肝炎等のり患により旧規則による心身障害者福祉手当と同種の手当で平成二十六年十二月分のものの支給を受けた者であって、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則(平成二十六年東京都規則第二百号)附則第三項の規定により医療費助成を受けている者については、劇症肝炎等に係る心身障害者福祉手当の支給に関する限りにおいて、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から継続して当該心身障害者福祉手当の支給を受ける間は、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に旧規則第二条各号に掲げる特殊疾病のうち、次の表の上欄

に掲げる疾病に係る受給者とされている者は、この規則による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則（以下「新規則」という。）別表に掲げる特殊疾病のうち、次の表の下欄に掲げる疾病に係る受給者とみなす。

多発性硬化症	多発性硬化症／視神経脊髄炎
高安病	高安動脈炎
モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）	もやもや病
脊髄小脳変性症	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
ライソゾーム病（ファブリー病を含む。）	ライソゾーム病
先天性血液凝固因子欠乏症及びその疑い並びに血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症	先天性血液凝固因子欠乏症等（第Ⅰ因子欠乏症、第Ⅱ因子欠乏症、第Ⅴ因子欠乏症、第Ⅶ因子欠乏症、第Ⅷ因子欠乏症、第Ⅸ因子欠乏症、第Ⅹ因子欠乏症、第ⅩⅠ因子欠乏症、第ⅩⅡ因子欠乏症、第ⅩⅢ因子欠乏症、フォン・ヴィルブランド病及び血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症をいう。）
ビュルガー病	バージャー病
アミロイドーシス（原発性アミロイド症）	全身性アミロイドーシス
ウェゲナー肉芽腫症	多発血管炎性肉芽腫症
多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）	多系統萎縮症
表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）	表皮水疱（ほう）症
膿疱性乾癬	膿（のう）疱（ほう）性乾癬（せん）（汎発型）
慢性炎症性脱髄性多発神経炎	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
アレルギー性肉芽腫性血管炎（チャージ・ストラウス症候群）	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
成人スティル病	成人スチル病
リンパ脈管筋腫症（L AM）	リンパ脈管筋腫症

4 この規則の施行の際、現に旧規則別表第二条各号に掲げる特殊疾病のうち、次の表の上欄に掲げる疾病に係る受給者とされている者は、新規則別表に掲げる特殊疾病のうち、次の表の下欄に掲げるいずれかの疾病に係る受給者とみなす。

強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	皮膚筋炎／多発性筋炎 全身性强皮症
パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺）	進行性核上性麻痺

痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病)	パーキンソン病 大脳皮質基底核変性症
結節性動脈周囲炎	結節性多発動脈炎 顕微鏡的多発血管炎
肺動脈性肺高血圧症	肺動脈性肺高血圧症 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
重症多形滲出性紅斑（急性期）	スティーヴンス・ジョンソン症候群 中毒性表皮壊死症
間脳下垂体機能障害（PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症、下垂体機能低下症）	下垂体性ADH分泌異常症 下垂体性TSH分泌亢（こう）進症 下垂体性PRL分泌亢（こう）進症 クッシング病 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢（こう）進症 下垂体性成長ホルモン分泌亢（こう）進症 下垂体前葉機能低下症

5 表皮水胞（ほう）症（単純型又はキンドライ症候群に係るものに限る。）、原発性側索硬化症、神経有棘（きよく）赤血球症、シャルコー・マリー・トゥース病、先天性筋無力症候群、封入体筋炎、クロウ・深瀬症候群、進行性多巣性白質脳症、HTLV-1 関連脊髄症、特発性基底核石灰化症、ウルリッヒ病、遠位型ミオパチー、ベスレムミオパチー、自己貪食空胞性ミオパチー、シュワルツ・ヤンペル症候群、巨細胞性動脈炎、原発性抗リン脂質抗体症候群、再発性多発軟骨炎、自己免疫性溶血性貧血、発作性夜間ヘモグロビン尿症、血栓性血小板減少性紫斑病、IgA腎症、甲状腺ホルモン不応症、先天性副腎皮質酵素欠損症、先天性副腎低形成症、アジソン病、好酸球性消化管疾患、慢性特発性偽性腸閉塞症、巨大膀胱（ぼう）胱（こう）短小結腸腸管蠕（ぜん）動不全症、腸管神経節細胞減少症、ルビンシュタイン・テイビ症候群、CFC症候群、コストロ症候群、チャージ症候群、クリオピリン関連周期熱症候群、全身型若年性特発性関節炎、TNF受容体関連周期性症候群、非典型溶血性尿毒症症候群及びブラウ症候群にり患している者であって、平成二十七年一月一日から同年三月三十一日までに東京都知事から特殊疾病に係る医療券を交付されたもの（以下「対象者」という。）に係る施行日以後の東京都心身障害者福祉手当条例（昭和四十九年九月東京都北区条例第十九号。以下「条例」という。）第四条の規定による申請をした日（以下「申請日」という。）については、当該医療券を交付された日をもって、申請日とみなす。ただし、対象者に都内の他の特別区又は市町村において同種の手当が支給されていた場合は、この限りでない。

6 前項の規定にかかわらず、対象者のうち、平成二十七年一月一日から同年三月三十一日までの間に都内の他の特別区又は市町村において同種の手当が支給され、かつ、当該手当の支給された最後の月の翌月から起算して三月以内に条例第四条の規定による申請を行

った者に係る申請日については、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月の初日をもって、申請日とみなす。

付 則（平成二七年六月二二日規則第四七号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則（以下「旧規則」という。）別表に掲げる疾病のうち遺伝性（本態性）ニューロパチーのり患により平成二十七年六月分の心身障害者福祉手当の支給を受けた者又は東京都の区域内の他の特別区若しくは市町村において、遺伝性（本態性）ニューロパチーのり患により心身障害者福祉手当と同種の手当で平成二十七年三月分のものの支給を受けた者であって、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則（平成二十七年東京都規則第三十一号）附則第四項又は第五項の規定により医療費助成を受けている者については、遺伝性（本態性）ニューロパチーに係る心身障害者福祉手当の支給に関する限りにおいて、この規則の施行の日から継続して当該心身障害者福祉手当の支給を受ける間は、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に旧規則別表に掲げる特殊疾病のうち、次の表の上欄に掲げる疾病に係る受給者とされている者は、この規則による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則別表に掲げる特殊疾病のうち、次の表の下欄に掲げるいずれかの疾病に係る受給者とみなす。

ネフローゼ症候群	ネフローゼ症候群（I g A腎症を除く。） I g A腎症
ミオトニー症候群	ミオトニー症候群（シュワルツ・ヤンペル症候群を除く。） シュワルツ・ヤンペル症候群
進行性筋ジストロフィー	進行性筋ジストロフィー（遠位型ミオパチーを除く。） 遠位型ミオパチー

付 則（平成二八年三月二三日規則第二五号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則（以下「旧規則」という。）別表第六十一号に掲げる疾病に係る受給者とされている者は、この規則による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第三百十一号に掲げる疾病に係る受給者とみなす。

3 この規則の施行の際、現に旧規則別表に掲げる特殊疾病のうち、次の表の上欄に掲げる疾病に係る受給者とされている者は、新規則別表に掲げる特殊疾病のうち、次の表の下欄に掲げるいずれかの疾病に係る受給者とみなす。

ネフローゼ症候群（I g A腎症を除く。）	一次性ネフローゼ症候群 一次性膜性増殖性糸球体腎炎
母斑症	母斑症（結節性硬化症、スタージ・ウェーバー症候群及びクリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群を除く。） 結節性硬化症 スタージ・ウェーバー症候群 クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
ミオトニー症候群（シュワルツ・ヤンペル症候群を除く。）	筋ジストロフィー 非ジストロフィー性ミオトニー症候群

付 則（平成二九年三月三十一日規則第三四号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の東京都北区心身障害者福祉手当規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりこの規則の施行の日の前日の属する月の分（以下「前月分」という。）の心身障害者福祉手当又は東京都の区域内の他の特別区若しくは市町村において改正前の規則の規定による心身障害者福祉手当と同種の手当で前月分の支給を受けた者については、この規則の施行の日から継続して支給を受ける場合に限り、当該心身障害者福祉手当の受給者とみなす。

3 この規則の施行の際、現に改正前の規則別表に掲げる特殊疾病のうち、次の表の上欄に掲げる疾病に係る受給者とされている者は、この規則による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当規則別表に掲げる特殊疾病のうち、次の表の下欄に掲げる疾病に係る受給者とみなす。

原発性胆汁性肝硬変	原発性胆汁性胆管炎
自己免疫性出血病ⅩⅢ	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症

付 則（平成二九年六月二二日規則第四九号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則第七条第一項の規定は、平成三十年八月以降の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、同項中「金額、外国居住者等の所得に対

する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第七項（同法第十二条第七項及び第十六条第四項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第九項（同法第十二条第八項及び第十六条第五項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額」とあるのは、「金額」と読み替えて適用する。

付 則（平成二九年一二月一九日規則第六二号）

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、第八条第一項第二号イの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則別表に掲げる特殊疾病のうち、次の表の上欄に掲げる疾病に係る受給者とされている者は、この規則による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則別表に掲げる特殊疾病のうち、次の表の下欄に掲げる疾病に係る受給者とみなす。

特発性好酸球増多症候群	古典的特発性好酸球増多症候群
骨髄線維症	原発性骨髄線維症

付 則（平成三〇年三月二六日規則第一五号）

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則別表に掲げる特殊疾病のうち、次の表の上欄に掲げる疾病に係る受給者とされている者は、この規則による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則別表に掲げる特殊疾病のうち、次の表の下欄に掲げる疾病に係る受給者とみなす。

全身型若年性特発性関節炎	若年性特発性関節炎
有馬症候群	ジュベール症候群関連疾患
先天性気管狭窄（さく）症	先天性気管狭窄（さく）症／先天性声門下狭窄（さく）症

付 則（平成三〇年一二月七日規則第七六号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則第七条の規定は、平成三十年八月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

別表（第二条関係）

- 一 スモン
- 二 ベーチェット病
- 三 重症筋無力症
- 四 全身性エリテマトーデス
- 五 多発性硬化症／視神経脊髄炎
- 六 再生不良性貧血
- 七 筋萎縮性側索硬化症
- 八 サルコイドーシス
- 九 特発性血小板減少性紫斑病
- 十 皮膚筋炎／多発性筋炎
- 十一 全身性強皮症
- 十二 進行性核上性麻痺（ひ）
- 十三 パーキンソン病
- 十四 大脳皮質基底核変性症
- 十五 高安動脈炎
- 十六 悪性関節リウマチ
- 十七 悪性高血圧
- 十八 もやもや病
- 十九 脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
- 二十 ライソゾーム病
- 二十一 人工透析を必要とする腎不全
- 二十二 先天性血液凝固因子欠乏症等（第Ⅰ因子欠乏症、第Ⅱ因子欠乏症、第Ⅴ因子欠乏症、第Ⅶ因子欠乏症、第Ⅷ因子欠乏症、第Ⅸ因子欠乏症、第Ⅹ因子欠乏症、第ⅩⅠ因子欠乏症、第ⅩⅡ因子欠乏症、第ⅩⅢ因子欠乏症、フォン・ヴィルブランド病及び血液凝固因子製剤の投与に起因するHⅠⅤ感染症をいう。）
- 二十三 結節性多発動脈炎
- 二十四 顕微鏡的多発血管炎
- 二十五 潰瘍性大腸炎
- 二十六 バージャー病
- 二十七 天疱（ぼう）瘡（そう）
- 二十八 クローン病
- 二十九 全身性アミロイドーシス
- 三十 後縦靭（じん）帯骨化症
- 三十一 削除
- 三十二 ハンチントン病
- 三十三 多発血管炎性肉芽腫症

- 三十四 母斑症（結節性硬化症、スタージ・ウェーバー症候群及びクリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群を除く。）
- 三十五 特発性拡張型心筋症
- 三十六 シェーグレン症候群
- 三十七 多系統萎縮症
- 三十八 多発性嚢（のう）胞腎
- 三十九 表皮水疱（ほう）症
- 四十 特発性門脈圧亢（こう）進症
- 四十一 膿（のう）疱（ほう）性乾癬（せん）（汎発型）
- 四十二 削除
- 四十三 広範脊柱管狭窄（さく）症
- 四十四 古典的特発性好酸球增多症候群
- 四十五 原発性胆汁性胆管炎
- 四十六 強直性脊椎炎
- 四十七 特発性大腿（たい）骨頭壊死症
- 四十八 びまん性汎細気管支炎
- 四十九 混合性結合組織病
- 五十 原発性免疫不全症候群
- 五十一 削除
- 五十二 特発性間質性肺炎
- 五十三 プリオン病
- 五十四 網膜色素変性症
- 五十五 遺伝性QT延長症候群
- 五十六 肺動脈性肺高血圧症
- 五十七 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
- 五十八 先天性ミオパチー
- 五十九 神経線維腫症
- 六十 網膜脈絡膜萎縮症
- 六十一 削除
- 六十二 ウィルソン病
- 六十三 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
- 六十四 原発性骨髄線維症
- 六十五 亜急性硬化性全脳炎
- 六十六 バッド・キアリ症候群
- 六十七 慢性血栓塞栓性肺高血圧症
- 六十八 副腎白質ジストロフィー

- 六十九 脊髄性筋萎縮症
- 七十 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
- 七十一 原発性硬化性胆管炎
- 七十二 肝内結石症
- 七十三 自己免疫性肝炎
- 七十四 成人スチル病
- 七十五 脊髄空洞症
- 七十六 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
- 七十七 球脊髄性筋萎縮症
- 七十八 肥大型心筋症
- 七十九 拘束型心筋症
- 八十 ミトコンドリア病
- 八十一 リンパ脈管筋腫症
- 八十二 スティーヴンス・ジョンソン症候群
- 八十三 中毒性表皮壊死症
- 八十四 黄色靱（じん）帯骨化症
- 八十五 下垂体性ADH分泌異常症
- 八十六 下垂体性TSH分泌亢（こう）進症
- 八十七 下垂体性PRL分泌亢（こう）進症
- 八十八 クッシング病
- 八十九 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢（こう）進症
- 九十 下垂体性成長ホルモン分泌亢（こう）進症
- 九十一 下垂体前葉機能低下症
- 九十二 原発性側索硬化症
- 九十三 神経有棘（きよく）赤血球症
- 九十四 シャルコー・マリー・トゥース病
- 九十五 先天性筋無力症候群
- 九十六 封入体筋炎
- 九十七 クロウ・深瀬症候群
- 九十八 進行性多巣性白質脳症
- 九十九 HTLV-1 関連脊髄症
- 百 特発性基底核石灰化症
- 百一 ウルリッヒ病
- 百二 遠位型ミオパチー
- 百三 ベスレムミオパチー
- 百四 自己貪食空胞性ミオパチー

- 百五 シュワルツ・ヤンペル症候群
- 百六 巨細胞性動脈炎
- 百七 原発性抗リン脂質抗体症候群
- 百八 再発性多発軟骨炎
- 百九 自己免疫性溶血性貧血
- 百十 発作性夜間ヘモグロビン尿症
- 百十一 血栓性血小板減少性紫斑病
- 百十二 I g A腎症
- 百十三 甲状腺ホルモン不応症
- 百十四 先天性副腎皮質酵素欠損症
- 百十五 先天性副腎低形成症
- 百十六 アジソン病
- 百十七 好酸球性消化管疾患
- 百十八 慢性特発性偽性腸閉塞症
- 百十九 巨大膀胱（ぼう）胱（こう）短小結腸腸管蠕（ぜん）動不全症
- 百二十 腸管神経節細胞僅少症
- 百二十一 ルビンシュタイン・テイビ症候群
- 百二十二 C F C症候群
- 百二十三 コステロ症候群
- 百二十四 チャージ症候群
- 百二十五 クリオピリン関連周期熱症候群
- 百二十六 若年性特発性関節炎
- 百二十七 T N F受容体関連周期性症候群
- 百二十八 非典型溶血性尿毒症症候群
- 百二十九 ブラウ症候群
- 百三十 マリネスコ・シェーグレン症候群
- 百三十一 筋ジストロフィー
- 百三十二 非ジストロフィー性ミオトニー症候群
- 百三十三 遺伝性周期性四肢麻痺（ひ）
- 百三十四 アトピー性脊髄炎
- 百三十五 脊髄髄膜瘤（りゅう）
- 百三十六 アイザックス症候群
- 百三十七 遺伝性ジストニア
- 百三十八 神経フェリチン症
- 百三十九 脳表ヘモジデリン沈着症
- 百四十 禿（とく）頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症

- 百四十一 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
- 百四十二 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
- 百四十三 ペリー症候群
- 百四十四 前頭側頭葉変性症
- 百四十五 ビッカースタッフ脳幹脳炎
- 百四十六 瘧（けい）攣（れん）重積型（二相性）急性脳症
- 百四十七 先天性無痛無汗症
- 百四十八 アレキサンダー病
- 百四十九 先天性核上性球麻痺（ひ）
- 百五十 メビウス症候群
- 百五十一 中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群
- 百五十二 アイカルディ症候群
- 百五十三 片側巨脳症
- 百五十四 限局性皮質異形成
- 百五十五 神経細胞移動異常症
- 百五十六 先天性大脳白質形成不全症
- 百五十七 ドラベ症候群
- 百五十八 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
- 百五十九 ミオクロニー欠神てんかん
- 百六十 ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
- 百六十一 レノックス・ガストー症候群
- 百六十二 ウエスト症候群
- 百六十三 大田原症候群
- 百六十四 早期ミオクロニー脳症
- 百六十五 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
- 百六十六 片側瘧（けい）攣（れん）・片麻痺（ひ）・てんかん症候群
- 百六十七 環状 20 番染色体症候群
- 百六十八 ラスムッセン脳炎
- 百六十九 PCDH19 関連症候群
- 百七十 難治頻回部分発作重積型急性脳炎
- 百七十一 徐波睡眠期持続性棘（きょく）徐波を示すてんかん性脳症
- 百七十二 ランドウ・クレフナー症候群
- 百七十三 レット症候群
- 百七十四 スタージ・ウェーバー症候群
- 百七十五 結節性硬化症
- 百七十六 色素性乾皮症

- 百七十七 先天性魚鱗（りん）癬（せん）
- 百七十八 家族性良性慢性天疱（ぼう）瘡（そう）
- 百七十九 類天疱（ぼう）瘡（そう）（後天性表皮水疱（ほう）症を含む。）
- 百八十 特発性後天性全身性無汗症
- 百八十一 眼皮膚白皮症
- 百八十二 肥厚性皮膚骨膜炎
- 百八十三 弾性線維性仮性黄色腫
- 百八十四 マルフアン症候群
- 百八十五 エーラス・ダンロス症候群
- 百八十六 メンケス病
- 百八十七 オクシピタル・ホーン症候群
- 百八十八 低ホスファターゼ症
- 百八十九 VATER症候群
- 百九十 那須・ハコラ病
- 百九十一 ウィーバー症候群
- 百九十二 コフィン・ローリー症候群
- 百九十三 ジュベール症候群関連疾患
- 百九十四 モワット・ウィルソン症候群
- 百九十五 ウィリアムズ症候群
- 百九十六 ATR-X症候群
- 百九十七 クルーゾン症候群
- 百九十八 アペール症候群
- 百九十九 ファイファー症候群
- 二百 アントレー・ビクスラー症候群
- 二百一 コフィン・シリス症候群
- 二百二 ロスマンド・トムソン症候群
- 二百三 歌舞伎症候群
- 二百四 多脾（ひ）症候群
- 二百五 無脾（ひ）症候群
- 二百六 鰓（さい）耳腎症候群
- 二百七 ウェルナー症候群
- 二百八 コケイン症候群
- 二百九 プラダー・ウィリ症候群
- 二百十 ソトス症候群
- 二百十一 スーナン症候群
- 二百十二 ヤング・シンプソン症候群

- 二百十三 1 p 36 欠失症候群
- 二百十四 4 p 欠失症候群
- 二百十五 5 p 欠失症候群
- 二百十六 第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群
- 二百十七 アンジェルマン症候群
- 二百十八 スミス・マギニス症候群
- 二百十九 22 q 11.2 欠失症候群
- 二百二十 エマヌエル症候群
- 二百二十一 脆弱 X 症候群関連疾患
- 二百二十二 脆弱 X 症候群
- 二百二十三 総動脈幹遺残症
- 二百二十四 修正大血管転位症
- 二百二十五 完全大血管転位症
- 二百二十六 単心室症
- 二百二十七 左心低形成症候群
- 二百二十八 三尖（せん）弁閉鎖症
- 二百二十九 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
- 二百三十 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
- 二百三十一 ファロー四徴症
- 二百三十二 両大血管右室起始症
- 二百三十三 エプスタイン病
- 二百三十四 アルポート症候群
- 二百三十五 ギャロウェイ・モワト症候群
- 二百三十六 急速進行性糸球体腎炎
- 二百三十七 抗糸球体基底膜腎炎
- 二百三十八 一次性ネフローゼ症候群
- 二百三十九 一次性膜性増殖性糸球体腎炎
- 二百四十 紫斑病性腎炎
- 二百四十一 先天性腎性尿崩症
- 二百四十二 間質性膀胱炎（ハンナ型）
- 二百四十三 オスラー病
- 二百四十四 閉塞性細気管支炎
- 二百四十五 肺胞蛋白（たん）白症（自己免疫性又は先天性）
- 二百四十六 肺胞低換気症候群
- 二百四十七 α 1-アンチトリプシン欠乏症
- 二百四十八 カーニー複合

- 二百四十九 ウォルフラム症候群
- 二百五十 ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
- 二百五十一 副甲状腺機能低下症
- 二百五十二 偽性副甲状腺機能低下症
- 二百五十三 副腎皮質刺激ホルモン不応症
- 二百五十四 ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症
- 二百五十五 ビタミンD依存性くる病／骨軟化症
- 二百五十六 フェニルケトン尿症
- 二百五十七 高チロシン血症1型
- 二百五十八 高チロシン血症2型
- 二百五十九 高チロシン血症3型
- 二百六十 メープルシロップ尿症
- 二百六十一 プロピオン酸血症
- 二百六十二 メチルマロン酸血症
- 二百六十三 イソ吉草酸血症
- 二百六十四 グルコーストランスポーター1欠損症
- 二百六十五 グルタル酸血症1型
- 二百六十六 グルタル酸血症2型
- 二百六十七 尿素サイクル異常症
- 二百六十八 リジン尿性蛋（たん）白不耐症
- 二百六十九 先天性葉酸吸収不全
- 二百七十 ポルフィリン症
- 二百七十一 複合カルボキシラーゼ欠損症
- 二百七十二 筋型糖原病
- 二百七十三 肝型糖原病
- 二百七十四 ガラクトースー1ーリン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
- 二百七十五 レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
- 二百七十六 シトステロール血症
- 二百七十七 タンジール病
- 二百七十八 原発性高カイロミクロン血症
- 二百七十九 脳腱黄色腫症
- 二百八十 無 β リポタンパク血症
- 二百八十一 脂肪萎縮症
- 二百八十二 家族性地中海熱
- 二百八十三 高IgD症候群
- 二百八十四 中條・西村症候群

- 二百八十五 化膿（のう）性無菌性関節炎・壊（え）疽（そ）性膿（のう）皮症・アクネ症候群
- 二百八十六 慢性再発性多発性骨髄炎
- 二百八十七 進行性骨化性線維異形成症
- 二百八十八 肋骨異常を伴う先天性側弯（わん）症
- 二百八十九 骨形成不全症
- 二百九十 タナトフォリック骨異形成症
- 二百九十一 軟骨無形成症
- 二百九十二 リンパ管腫症／ゴーハム病
- 二百九十三 巨大リンパ管奇形（頸（けい）部顔面病変）
- 二百九十四 巨大静脈奇形（頸（けい）部口腔咽頭びまん性病変）
- 二百九十五 巨大動静脈奇形（頸（けい）部顔面又は四肢病変）
- 二百九十六 クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
- 二百九十七 先天性赤血球形成異常性貧血
- 二百九十八 後天性赤芽球癆（ろう）
- 二百九十九 ダイヤモンド・ブラックファン貧血
- 三百 ファンconi貧血
- 三百一 遺伝性鉄芽球性貧血
- 三百二 エプスタイン症候群
- 三百三 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
- 三百四 クロンカイト・カナダ症候群
- 三百五 非特異性多発性小腸潰瘍症
- 三百六 ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
- 三百七 総排泄腔外反症
- 三百八 総排泄腔遺残
- 三百九 先天性横隔膜ヘルニア
- 三百十 乳幼児肝巨大血管腫
- 三百十一 胆道閉鎖症
- 三百十二 アラジール症候群
- 三百十三 遺伝性膝（すい）炎
- 三百十四 囊（のう）胞性線維症
- 三百十五 I g G 4 関連疾患
- 三百十六 黄斑ジストロフィー
- 三百十七 レーベル遺伝性視神経症
- 三百十八 アッシャー症候群
- 三百十九 若年発症型両側性感音難聴

- 三百二十 遅発性内リンパ水腫
- 三百二十一 好酸球性副鼻腔炎
- 三百二十二 カナバン病
- 三百二十三 進行性白質脳症
- 三百二十四 進行性ミオクローヌステんかん
- 三百二十五 先天異常症候群
- 三百二十六 先天性三尖（せん）弁狭窄（さく）症
- 三百二十七 先天性僧帽弁狭窄（さく）症
- 三百二十八 先天性肺静脈狭窄（さく）症
- 三百二十九 左肺動脈右肺動脈起始症
- 三百三十 ネイルパテラ症候群（爪（そう）膝（しつ）蓋骨症候群）／LMX1B 関連腎症
- 三百三十一 カルニチン回路異常症
- 三百三十二 三頭酵素欠損症
- 三百三十三 シトリン欠損症
- 三百三十四 セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
- 三百三十五 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
- 三百三十六 非ケトーシス型高グリシン血症
- 三百三十七 β -ケトチオラーゼ欠損症
- 三百三十八 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
- 三百三十九 メチルグルタコン酸尿症
- 三百四十 遺伝性自己炎症疾患
- 三百四十一 大理石骨病
- 三百四十二 特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
- 三百四十三 前眼部形成異常
- 三百四十四 無虹彩症
- 三百四十五 先天性気管狭窄（さく）症／先天性声門下狭窄（さく）症
- 三百四十六 特発性多中心性キャッスルマン病

様式第1号

（第8条関係）

様式第2号

（第9条関係）

様式第3号

（第9条関係）

様式第4号

（第11条関係）

様式第5号

(第13条関係)

様式第6号

(第14条関係)